

プレスリリース
シティグループ・インク
2012年1月18日（ニューヨーク時間）

シティグループ、配当を宣言

ニューヨーク — シティグループ・インクの取締役会は、本日、当社普通株式に対する四半期配当 1 株当たり 1 セントを、2012 年 2 月 6 日現在の株主名簿上の株主に対して支払う手続きを 2012 年 2 月 24 日に開始することを宣言いたしました。

取締役会はまた、以下のとおり優先株式に対する配当も宣言いたしました。

- 6.5%シリーズ T 非累積型優先転換株式につき、2012 年 2 月 3 日現在の株主名簿上の株主に対し、2012 年 2 月 15 日に支払われる。預託証券（それぞれ優先転換株式 1 株の 1,000 分の 1 を表章）の保有者に対し、各預託証券につき 0.8125 ドルが支払われる。
- 8.125%シリーズ AA 非累積型優先株式につき、2012 年 2 月 3 日現在の株主名簿上の株主に対し、2012 年 2 月 15 日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式 1 株の 1,000 分の 1 を表章）の保有者に対し、各預託証券につき 0.5078125 ドルが支払われる。
- 8.50%シリーズ F 非累積型優先株式につき、2012 年 3 月 5 日現在の株主名簿上の株主に対し、2012 年 3 月 15 日に支払われる。預託証券（それぞれ優先株式 1 株の 1,000 分の 1 を表章）の保有者に対し、各預託証券につき 0.53125 ドルが支払われる。

###

シティは、約 2 億の顧客口座を有し、世界 160 以上の国及び法域に展開する世界有数のグローバルな金融機関です。シティは、個人、企業、政府及び機関投資家を対象として、個人向け銀行業務、消費者金融、法人・投資銀行業務、証券業務、トランザクション・サービス、資産管理の分野において、幅広い金融商品やサービスを提供しています。

詳しくは、www.citigroup.com、Twitter (@Citi)、YouTube (www.youtube.com/citi)、ブログ (<http://new.citi.com>)、Facebook (www.facebook.com/citi) 又は LinkedIn (www.linkedin.com/company/citi) をご覧ください。

本発表に関する日本国内の連絡先：
シティグループ・インク代理人
長島・大野・常松法律事務所
弁護士 杉本文秀
電話：03-3511-6133（直通）

Fixed Income Investors: Ilene Fiszel Bieler (212) 559-5091